

平成29年度第1回島田市個人情報保護審議会議事録

1 開催日時

平成29年7月12日（水）午前9時30分から正午まで

2 出席者

(1) 審議会委員

恒川会長、田代委員、今村委員、杉本委員

(2) 事務局

原田経営管理課長、樽林係長、横山主事

3 個人情報取扱事務について

個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

事務局	今回は新規審議案件5件、新規報告案件7件、変更審議案件1件、変更報告案件5件、廃止案件0件です。よろしくお願ひします。
下水道課	（「島田市下水道使用料金等審議会の委員選任事務」について説明）
A 委員	（委員の選任の条件として）学識経験者ということですが、資格はどのようなものを想定していますか。
下水道課	料金のことに關して判定にあたりますので、経理、税理士や、大学教授等を委員にお願いすることを想定しています。
会長	いかがでしょうか、お認めするということによろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議会事務局	（「栄典業務」について説明）
会長	細かいことなのですが、死亡された方については、元々個人情報保護の条例の対象にはならないと思うのですが。亡くなった方へは自由にさせていただいていいと思います。生存されている方への審議ということをお願いします。 現職であった頃に全て個人情報収集済みではないのですか。
議会事務局	収集済みではありますが、例えば転居等現況が変わる場合があ

ります。現時点で調べなおしをします。

A 委 員 推薦決定されるまでは通知しませんか。

議 会 事 務 局 あくまで公報ですので、推薦が決定するまでは通知しないこと
になります。

A 委 員 だから本人以外から収集して、本人の同意がないものもあると
いうことですか。

議 会 事 務 局 そうです。
推薦にあたり個人に直接他の表彰履歴についてお聞きしますの
で、内々にはお話しはしていますが、正式には通知をしていないで
す。

会 長 推薦された方はほとんど審査を通るということではないです
か。

議 会 事 務 局 必ず審査を通るというわけではありません。審査の基準も厳し
くなっている現状もあります。

A 委 員 交通事故も審査対象ですか。

議 会 事 務 局 そうです。賞罰の対象も該当してきます。

会 長 課税・納税情報についても調べますか。

議 会 事 務 局 そこまではしていません。

会 長 わかりました。これについてもお認めするという事によろし
いでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長 では、ありがとうございました。

子 育 て 応 援 課 (「子どもの貧困実態調査事務」について説明)

会 長 手法については今後の入札でやり方が変わる可能性があるという
ことですが、郵送による調査を前提に説明していただきました。

	<p>学校で配るようになる可能性があるとのことでしたが、在学している子どもが対象になるということでしょうか。</p>
子育て応援課	<p>調査方法としては色々ありまして、郵送の場合は完全に年齢で縛った無作為の調査となります。学校で配る場合は一般的に市内に住む小学校5年生全部と中学校2年生全部となります。この場合、学校で配りますので、子育て応援課としては個人情報扱いません。二つの違いは、郵送ですと回答率が3～4割ですが、学校でやりますと大体8割くらいの回答を得られます。学年で絞りますので無作為に比べてデータの偏りがあります。有効に調査する方法も含めて業者を決めていきたいと思っています。</p>
会 長	<p>18歳未満ということは、中学を卒業しているが、高校に進学しないで働いている有職の未成年を対象にするのか確定していないということですか。</p>
子育て応援課	<p>本来は全数調査が一番望ましいのですが、限られた予算の中で狙った形にすると考えると子どもの貧困問題は年齢の低い層が一番大事とされていることからそういう形で全国的には取り組まれています。</p>
A 委 員	<p>小・中学校の就学援助を受ける方々を重点的に調査する必要があるのではないですか。</p>
子育て応援課	<p>そのような考え方もありますが、今回は一定の貧困層だけを対象にすることよりは、相対的な貧困を調べることにありますので、貧困な方と貧困でない方の中で実際に調査内容にどのような違いがあるのかを分析をしていく中で、新しい施策を打ち出すという一つの方向性がありますので、有効な施策がある中でやりたいということであれば、そういった一定の貧困層に絞った部分での調査もあるかもしれません。</p>
A 委 員	<p>業者の提案を聞いて判断するということですか。</p>
子育て応援課	<p>業者にはただ提案するだけでなく、なぜそれが良くてどういった効果があるかも発表し、それを選考委員が一番妥当だと認めるものを選ぶという形で対応させていただきます。</p>
A 委 員	<p>厚労省は所得から16%、県は就学援助者から15%ぐらいとっている。島田市は推定すると10%ぐらいではないかと言っています。</p>

すよね。

子育て応援課 おそらく就学支援の率から推測していると思います。

A 委 員 こういうデータではわかりませんね、無作為の調査でやるということですよ。

子育て応援課 そうですね、ただ、県と国の調査ともある程度比較検討できるようにという仕様書になっていますので、そのあたりも踏まえた業者からのプレゼンテーションになると思います。

会 長 ではよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。この調査事務についてお認めしたいと思います。

子育て応援課 (「療育教室おひさま」について説明)

会 長 御本人が子どもさんですから、保護者からの収集ということで、審議といいますか、報告案件となります。いかがでしょうか。

A 委 員 これは毎年やっていますか。

子育て応援課 今年度から新規に立ち上げました。

A 委 員 新規に立ち上げた理由はなんですか。

子育て応援課 ふわりという発達支援センターがありまして、そこが30人定員です。一般の園に特性のあるお子さんが多くいます。昨年度11月に調べをしたところ、だいたい1割くらいは個別の支援が必要という回答がありまして、その子達を園だけにまかせるだけではなく、小集団での療育というものもやっていこうということで本年度立ち上げました。

A 委 員 支援をすることについて、面談を通じて保護者に伝えるのですか。

子育て応援課	この教室では母子分離をして、子どもさんの療育と同時に親御さんには別の職員が話を聞いて、今の困っていること等を聞き取るということをします。
A 委 員	発達障害は増加状況にありますか。
子育て応援課	増加状況にあると思います。
会 長	収集する心身の状況というのは、診断やテストを受けて得られる個人情報というのは更新されていきますか。
子育て応援課	そうです。発達検査を定期的に分けて受けますので、その情報は更新されていきます。
会 長	最新のものが管理されたり、外部提供されたりするということになるのでしょうか。学校に提供する場合は教育委員会に出すのですか。
保育支援課	そうです。今年度初めてのことで、発達心理士が学校に出向いて担当の先生や特別支援の教員の方にお伝えしています。
会 長	教育委員会を通さないということでしょうか。
子育て応援課	了解を得ています。
会 長	ほかになければ承りましたということによろしいでしょうか。
事 務 局	一点、届出簿の事務の開始年月日について、平成29年4月1日に訂正します。
会 長	わかりました。では本件について認めたいと思います。
危機管理課	(「避難方法等実態把握調査(UPZ区域分)」について説明)
会 長	これは、県の事務を市が委託して実施するものということによろしいでしょうか。
危機管理課	そうです。県内のUPZ圏内で2500件を抽出するのですが、島田市分が299件を調査すれば有効5%に入るということで、その部分を抽出して実施するものです。

会 長	いわゆるアンケート調査のための個人情報の利用ということですね。今までこのような調査は実施したことはありませんか。
危機管理課	PAZといいまして、浜岡原発から5 km圏内では、事前に御前崎市が実施しております、そのデータと比較できるように県で設計して同じ形態で調査を行いたいということです。
会 長	いかがでしょうか。お認めするということによろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	それでは、承りました。
子育て応援課	(「結婚新生活支援事業」について説明)
A 委 員	昨年10月から実施しているということですが、実績はどうですか。
子育て応援課	1件です。所得要件が夫婦で合算して300万円というのは、都会の条件ではアルバイトして結婚というものはありますが、島田では結婚しても2人で働いていこうという夫婦が多く、問合せは十数件あったのですが、子どもが産まれるまでは働くので、やはり所得要件に当てはまりません。結局学生結婚の方しか対象になりませんでした。
A 委 員	所得要件が340万円未満に条件が変わって対象になる人はいそうですか。
子育て応援課	今年は、結婚して夫の扶養に入るため仕事を辞めている方の申請について、前年度の所得を0とみなすという要件が加わりました。その要件に当てはまる方がいましたので、現在申請が受理されています。
A 委 員	周知の方法は広報紙ですか。
子育て応援課	広報紙と島田市の定住サイトの「住んでご島田」と宅建業界にお願いして、アパートを借りる方を対象にチラシを置いています。

会	長	変更ということで、個人情報の扱いについては問題ありません。いかがでしょうか。	
委	員	異議なし。	
会	長	それでは承りました。	
福	社	課	(「食糧支援等事業」について説明)
会	長	民間団体との協働事業ということですので、個人情報の収集利用というものもそちらとの協働ということですね。本人からの同意をいただきますけど、外部提供は当然含まれますね。 これは平成24年から開始しているということは5年目ということですのでよろしいですか。	
福	社	課	そうなります。
A	委	員	この届出については、寄附をする人と寄附を受ける人両方兼ねているということですか。
福	社	課	両方を兼ねて届出させていただきました。寄付者の氏名等は任意でいただいていますので、ほとんど書かれませんが、寄附を受ける場所に記載用紙を設置しており、極力書いていただくように表示しています。
A	委	員	提供者の情報がわからないと食品事故等が起きた場合に責任の遡及ができないですよ。
福	社	課	フードバンク事業では事故の防止のため、NPOでは複数人による目視等での食品管理をしています。
A	委	員	支援希望はどのような状況ですか。
福	社	課	昨年度は96人から200件の支援を行いました。
A	委	員	対象は生活困窮者ということですね。
福	社	課	そうです。

会	長	寄附より食糧支援の方がメインですか。
福	社 課	市の福祉サイドとしましては、生活費の支給の申請をしたとしても即日手当を受けられるわけではありませんので、食糧支援ができるということは、その間のつなぎを担うことや、支援を通じて相談者との距離が近くなり、その後の相談をしやすくなる利点があります。多くの生活困窮者がいることや、市民活動として参加できるということを多くの方に知ってもらうことから食料の寄附事業には意味があると考えています。
会	長	公的扶助の補完的な仕事になりますか。
福	社 課	法律に定められている事業ではなく、ここ数年全国で民間が始めたものになります。
会	長	フードバンクは県域を全体として活動していますか。
福	社 課	そうです。県域です。
A	委 員	支援食糧は一度フードバンクに一旦入って、目視検査等の後に改めて提供に出すということですね。
福	社 課	そうです。
会	長	これは報告案件ですので、個人情報取扱いに関しては承りました。
福	社 課	(「夏休み子ども食糧支援事業」について説明)
会	長	本人以外からの収集ということで、教育総務課の持つ個人情報を利用して事業を行うということですね。外部提供もNPO法人に提供するということですね。類型としては公益上必要ということにしていますが、累計表にはあてはまるものが無かったものですか。
福	社 課	本人以外から情報収集ということで条例第7条第3項第5号の関係ですが、類型表に当てはまらないものです。
会	長	事務局いかがでしょうか。今までは類型のどれかに当てはめてきたこともありますが、こういったものが多くなってきましたと、

新たな類型を作るか、その他類型ということで類型の何番ということではなく、その都度審議会で認めていくという処理をしていくかですが。

委員の皆様に関しては内容に異存はないと思いますが、どのように審議記録を残しましょうか。

事務局 その都度お認めいただく形がよいと考えています。記録に関しては、個別性のある案件が出てきた場合、類型にあてはまらないものではありますので、審議会の中で認めるという結論であれば、その理由を記載するというようなイメージをしています。

会長 類型に無いが認めるということになると類型から逸脱しているという印象がありますので、その他類型として類型を一つ増やして、それに当てはめるということで記録に残した方がいいと考えています。

A委員 やみくもに類型の個数を増やす必要がないわけですね、その他という形で当てはめるということですか。

事務局 そういった意味でも公益性がないといった理由で認められないという結論も場合によってはありえると現実的には考えています。

会長 そういった判断が残ると思いますが、何でも一緒にしてしまうというわけではなく、いくつも類型を作るのは大変なので、その他公益性が高く、個人情報の収集や外部提供について認めることができるものというような類型を一つ作っておけばいいと思いますので、今回は事後的になります。その他類型を作っておくということ。今日それを前提に、今日はそれにあてはまるということで処理させていただければいいと思います。

事務局 はい。

A委員 食糧等支援事業でふじのくにフードバンクが出たと思いますが、ぽぽろはどのような団体でしょうか。

福祉課 静岡県でふじのくにフードバンク事業というものをやっております。その主体となっているのがNPO法人ぽぽろという団体です。今回の事業は、このぽぽろが主体となって行うものです。

会	長	フードバンクふじのくにというのはNPO法人の名前ではないということですか。
福	社 課	NPO法人フードバンクふじのくにには、いくつもの団体で構成されていて、その構成団体の一つがNPO法人ぽぽろということですよ。
会	長	それでは新規の審議案件ということでしたが、先ほど事務局にお願いしたとおり、その他公益性があり認められるものとして、本人以外の収集、本人への通知の省略と、外部提供についてはお認めするというにしたいと思います。よろしいでしょうか。
委	員	異議なし。
教 育 総 務 課		(「要保護及び準要保護児童生徒援助事務」について説明)
会	長	さきほどの福祉課の夏休み子ども食糧支援事業と表裏一体ということでしょうか。 事業の変更年月日が7月1日となっておりますが、福祉課と異なっています。
教 育 総 務 課		福祉課の開始年月日にあわせます。
会	長	一つの事業を、情報提供を変更して行うことと、新規で行うことと、二つの側面について説明いただきました。先ほど個人情報の取扱いについては事実上認めておりますので、本件についてもよろしいでしょうか。
委	員	異議なし。
会	長	お認めしたいと思います。
環 境 課		(「アース・キッズ事業」について説明)
A 委 員		対象者は何人くらいですか。
環 境 課		500人位です。
会	長	毎年実施していますか。

環 境 課	毎年実施しています。
環 境 課	(「夏休み親子環境学習講座開催事業」について説明)
会 長	公募されて定数は一杯になりますか。
環 境 課	学校へ配布するチラシやホームページで広報していますが、なかなか集まりません。
A 委 員	島田ガスさんはどういった理由で共同していますか。
長 寿 介 護 課	島田ガスさんに講師をお願いしています。
会 長	よろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	ご説明承りました。
保 育 支 援 課	(「保育所等の認可・変更申請」について説明)
A 委 員	経済状況の収集について、対象は個人・法人どちらでしょうか。
保 育 支 援 課	個人で経営する場合は個人ですし、法人が経営する場合は法人の経済状況を収集します。児童福祉施設を継続できるか、経済状況の安定ということについても認可要件になっています。
A 委 員	職員の分の経済状況も対象になりますか。
保 育 支 援 課	職員の経済状況は求めません。経営者である個人や法人が対象です。
会 長	法令の施行規則で、こういった情報を出すということが規定されていますか。
保 育 支 援 課	規定されています。
会 長	それ以外に県や市として独自に個人情報を出して欲しいといったことはありますか。

保 育 支 援 課	施行規則には経営状態が確認できるものとありますので、県で書類を指定することはあります。
会 長	雇う保育士の氏名等の情報は雇う時だけですか。常に変わると思われませんか。
保 育 支 援 課	年に一回の指導監査の場で保育士証等を確認しています。
会 長	よろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	では承りました。
図 書 館 課	(「インターネット閲覧用パソコン利用サービス」について説明)
A 委 員	閲覧パソコンで得た情報はUSB等で残すことはできますか。
図 書 館 課	そういったことはできません。あくまで閲覧のみでコピーも出来ないようになっており、これは他市町も同じ条件です。
会 長	プリントアウトはできますか。
図 書 館 課	今はプリントアウトしておりません。あくまで図書の補てんという目的です。図書館のパソコンですので、個人の目的といったものではありません。メールの発信や閲覧等も禁止しています。
A 委 員	静岡新聞データベースは有料ですか。
図 書 館 課	図書館での利用は無料でできますが、静岡新聞から提供を受けるには有料です。過去の新聞を調べる際にキーワード検索で調べることができますので1ページずつ調べる必要がありませんので導入しています。
A 委 員	コピーはできますか。
図 書 館 課	著作権の関係もありますので直接のコピーではなく、一度職員が打ち出した物をコピーして提供しています。

会	長	これについてはよろしいでしょうか。報告承りました。
長	寿介護課	(「オレンジセーフティネット事業」について説明)
A	委員	説明会に出席させていただきました。テストの時は参加しなかったのですが、成功しましたか。
長	寿介護課	はい、成功しました。
A	委員	協力者についての個人情報の収集については、心身の状況まで求めないのではないですか。
長	寿介護課	そこまでは求めませんが、基本事項と職業や職場の情報は必要ですので、項目の追加をしたいと思います。
会	長	検索協力者は一瞬で広がりますよね、頼まれれば色々な人が検索に加わり、個人情報は共有して限界はなくなるのではないのですか。
長	寿介護課	協力者は今のところ、市職員や施設の職員、包括支援センターの職員、キャラバンメイトを想定しています。
A	委員	通信会社はどちらですか。
長	寿介護課	ソフトバンクです。
会	長	アプリの交付は有料でしょうか。
長	寿介護課	交付については無料ですが、別途パケット代がかかります。
会	長	本人からの収集となっていますが、認知症の方で本人の自覚があって同意する場合と後見人がする場合とありますが、どちらも本人がしたとみなすということではよろしいでしょうか。
長	寿介護課	そうです。
会	長	認知症の診断がはっきり出ている人に限られるのでしょうか。
長	寿介護課	行方不明になりそうだと家族を感じる方です。

事務局	情報収集の対象者が協力者と本人が一緒になって今回届出簿が出ていますが、今後は分けて出してもらいたいと思います。
長寿介護課	外部提供について、本人が同意書を書けない場合も十分に考えられますので、家族の方に代筆をお願いしていききたいと思います。
会長	その辺りを届出簿の様式についても別立てにするか、あるいは1枚でわかるようにしていただくか、工夫をお願いしたいと思います。それでは報告案件として承りたいと思います。
長寿介護課	(「認知症サポーター養成事業事務」について説明)
会長	地域包括支援センターは行政の一部門ではないのですね。
長寿介護課	委託先になります。
A委員	アンケートでボランティアへ参加したいのかを聞きたいのですか。
長寿介護課	そのことを聞きます。今までは長寿介護課のみで名簿管理していたのですが、ボランティア意欲のある人の情報を包括支援センターでも活用していきたいという意見がありましたので、今後は共有していきたいと考えています。
会長	アンケートでは今まで聞いているのですが、センターへ提供しますというのが今回の変更ということですね。これはアンケートを記入される本人にも提供することはわかりますから、本人の同意で提供するということですね。
委員	異議なし。
会長	わかりました。報告を承りました。
国保年金課	(「特定健康診査・特定保健指導事業、後期高齢者健診事業」について説明)
会長	高齢者というと退職している方ですか。

国保年金課	はいそうです。
A 委員	国保ではないのですか。
国保年金課	75歳以上の方は後期高齢者医療保険になります。国保はあくまで自営業の74歳までの方です。若いうちに健康になっていただいたほうが高齢者の保健にもメリットがあると思います。
会 長	委託契約の内容が変わって委託料も増えますか。
国保年金課	新たに委託契約を交わします。今のところ入札は行っておりませんので業者は決まっています。
会 長	それでは変更の説明は以上でよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	説明承りました。
国保年金課	(「第三者行為求償事務」について説明)
会 長	個人情報記録項目で増やすものと削ったものがあるということですね。年間どの位の求償がありますか。
国保年金課	50件くらいです。
A 委員	医療機関からのレセプトも調査しますか。
国保年金課	医療機関からのレセプトでの調査は、国民健康保険連合会へ委託しています。それだけでは不十分だということで救急搬送記録で交通事故対象者を把握して調査することをお願いします。
会 長	よろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	承りました。ありがとうございました。
事 務 局	(「日赤会費管理」について説明)

会 長	これについては名称の変更ということによろしいでしょうか。 報告承りました。廃止については本日ありませんでした。 その他ということで事務局からありますか。
事 務 局	国の設置した地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する検討会において、情報技術の飛躍的な進歩の中で個人情報保護しつつも利活用する行政機関個人情報保護法が改正されたことを受け、検討会の中で個人情報保護条例の見直しが必要ではないかという答申が出されています。当市においても条例の中身の見直しを行っていくにあたり、個人情報保護審議会における審議が必要となると考えています。具体的な審議については決まり次第改めてお願いしますが、まずは情報提供をさせていただきます。
会 長	以上で本日の審議会を終了したいと思います。

○まとめ

新規審議案件 5 件、新規報告案件 7 件、変更審議案件 1 件、変更報告案件 5 件について報告を受けた。

4 その他

次回の会議は、平成29年11月頃に開催する予定です。